

令和2年度各部定期監査 指摘事項措置状況報告書

1 指摘事項

(3) 会計事務における事務処理を誤っていたもの

| 指 摘 事 項 |
|---|
| ウ 契約相手方の公認会計士事務所（個人事業主）を法人と誤認したため、源泉徴収税の徴収漏れが生じ、延滞税を発生させた。 |
| 措 置 状 況 |
| 契約相手方からの説明に基づき処理を行ったが、十分な確認が不足していたことにより誤った事務処理を発生させたものである。 本件については、徴収漏れが生じた源泉徴収所得税及び延滞税を税務署に納付するとともに、相手方から源泉徴収所得税相当分の納入を受けた。 改めて、源泉徴収手続等、財務処理の確認を徹底し、適切な処理に努めるよう周知した。 |